# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書に記載の事務運用は、システム入替に伴い令和5年1月1日からとする。 住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の 情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

足立区長

#### 公表日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務						
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する部録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出(※)又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正3 住民基の記載を確保するための措置4 転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置4 転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置4 転入届に基づき住民票の記載を値保するための措置5 本人又は同一の世帯に属する者もしくは第三者の請求による住民票の写し等の交付6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会8 住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更9 個人番号の通知及び個人番号カード及び個人番号の変更9 個人番号の通知で個人情報ラード及び個人番号のの写し、個人番号の手に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関するとのの番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関するとのの番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する名令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関するとのの番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、以下「個人番号カード、特定の個人を識別するとのの番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、以下「個人番号カード、特定の個人を調別するとのの番号の利用等に関するとのでは、第20年間を確認を表していては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。(※)マイナンパーカード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行うことも含む。						
③システムの名称	1 住民記録システム(以下「住記システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 証明書コンビニ交付システム 4 中間サーバー・プラットフォーム 5 情報連携プラットフォーム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、当区CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの当区CS部分について記載する。						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)					
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携					
THE TRUCK TO TO TO						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠)・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条に掲げる表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166(別表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)					
5. 評価実施機関における	5 <b>担当部署</b>					
①部署	区民部戸籍住民課					
②所属長の役職名	区民部戸籍住民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225					
8. 特定個人情報ファイル						
連絡先	足立区戸籍住民課 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:足立区戸籍住民課 03-3880-5724					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和6年	10月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人以上	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人	未満		
	いつ時点の計数か	令和6年	10月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生な	<b>i</b> L		

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され <sup>-</sup>				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの	<b>多託</b>			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され <sup>・</sup>				
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や作	骨報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を除く。)	I	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	D接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	Ĭ.	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され				

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
	■人情報の漏えい・滅 負リスクへの対策は十	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人	手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、住基ネットシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。							

9. 監査								
実施の有無		[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ O ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対す	├る教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優秀	た度が高いと表	きえられる	る対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施	をする	
最も優先度がる対策	「高いと考えられ	<選択II 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	目的外の入手が行わ目的を超えた紐付け、 情限のない者によって 委託先における不正す 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事務に必 で不正に使 は使用等の うわれるリ システムを システムを い・滅失・§	ハの対策 要のない情報 用されるリス リリスクへの対策 スクへの対策 ・通じて目的が ・通じて不正っ	対策 ፩(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策		
当該対策は十	├分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の	)根拠	おり、ア な管理を がないこ	クセス可能な職員の4 を行っている。また、ア ことを確認している。こ	A簿を年度 クセスロク れらの対象	ごとに作成っ がを記録し、定 策を講じてい	Cカードとパスワードによる認証によって することで、アクセス権限の適切 E期的に分析することで不正なアクセス ることから、権限のない者(元職員、アク Jスクへの対策は「十分である」と考え		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の	事後	法改正に対応
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か		令和6年10月1日	事後	